

第2回高田松原津波復興祈念公園有識者委員会からの変更状況

変更なし

変更あり (一部修正)

変更あり (追加)

—高田松原津波復興祈念公園の基本設計 (案) —

(第3回 高田松原津波復興祈念公園有識者委員会 資料)

平成28年9月29日

1. 基本設計（案）の検討経緯及び検討状況

変更あり（一部修正）

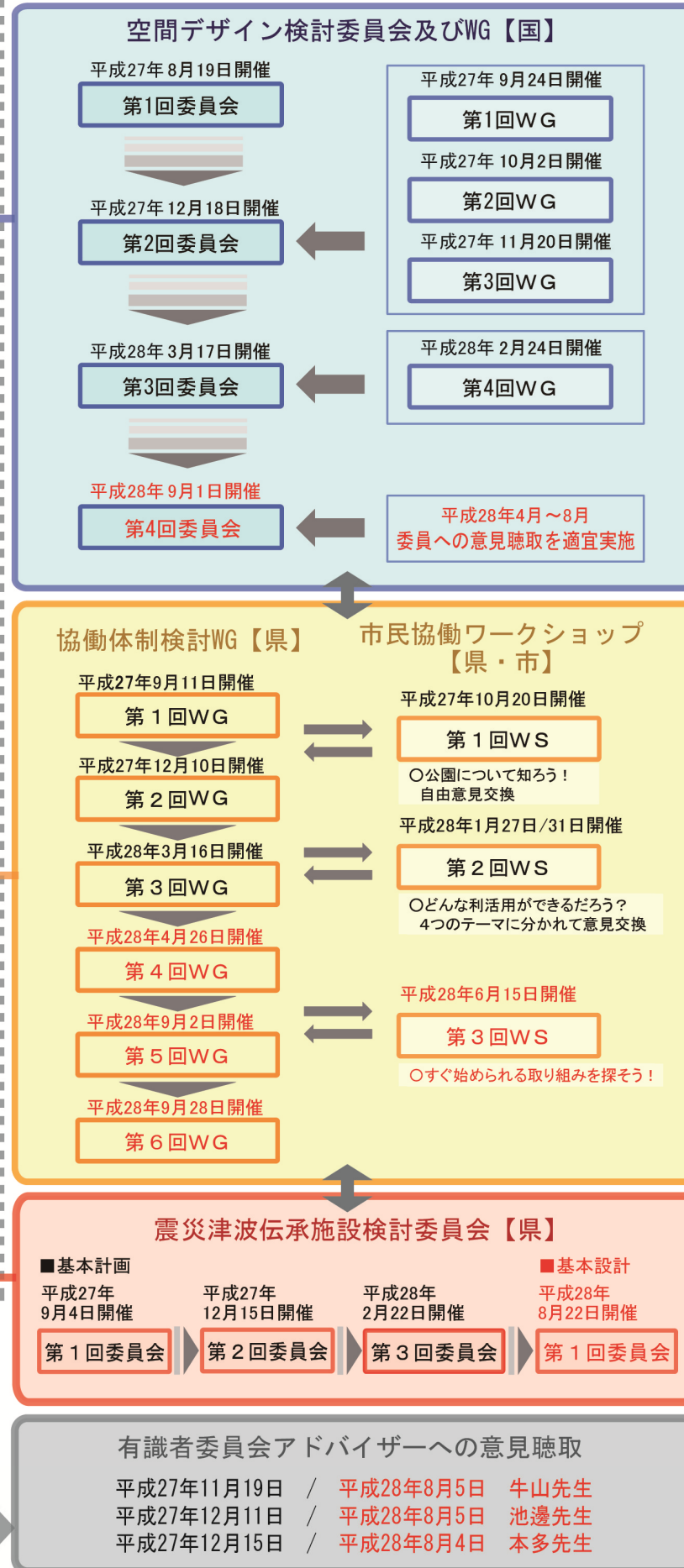
基本計画における主な継続検討事項を受け、下記のとおり、基本設計の検討を行った。

赤書き：変更箇所

基本計画からの主な継続検討事項

- ①陸前高田市の地域防災計画を踏まえた公園利用者の避難、避難路や築山のあり方（ノーマライゼーションへの配慮を含む）
- ②名勝における視点場からの景観、市街地から当公園の見え方等、道の駅も含めたトータルな地域景観形成のあり方
- ③名勝に配慮した祈りの場などの整備のあり方
- ④東日本大震災で犠牲になられた方々の刻銘碑や、被災地域の石碑等のあり方
- ⑤市民等との協働による管理運営体制のあり方
- ⑥新しい市街地や住宅の整備に合わせ、将来のまちと公園との連携を考慮した整備のあり方（交流人口増大、地域活性化等への配慮）
- ⑦地域の方々と時間をかけて協働で整備を進める段階的な整備のあり方
- ⑧教訓の伝承のあり方（震災遺構の保存・利活用方策、「震災津波伝承施設」で提供する情報の内容、市が整備する「（仮称）一本松記念館」との役割分担等）
- ⑨植栽のあり方（地域環境や公園の機能等に応じた植栽、市民等の協働による植栽活動等）

各委員会およびWGでの検討経緯



検討状況

- ①公園利用者の避難、避難路や築山のあり方
 - ・二度逃げが可能な「高田地区のかさ上げ市街地」もしくは「今泉地区の高田市街地」に徒歩で避難することを原則とする。
 - ・上記考えに基づき、園内に避難施設は設けない（築山は避難施設としない）。
 - ・多くの利用者が想定される施設については、可能な限り避難距離が長くないよう配置する。
 - ・円滑な避難のため、各地点までの避難経路およびエリアを設定し、避難距離が最短となるよう、園路等を配置する。
 - ・橋梁や園路分岐点等のコントロールポイントに誘導サインを設置するとともに、夜間における誘導についても考慮し、適宜照明等を配置する（市街地側の検討との整合を図る）。
 - ・交通標識は避難用サインと混在しないよう配慮しつつ、市街地とも連携し、照明・サイン・交通標識を含めた一体的なサイン計画を今後も継続して検討する。
- ②公園の利用形態・景観形成をふまえた市道のあり方
 - ・市道の歩道は園内動線との連携と公園利用者の安全を確保しつつ、公園内の景観調和・公園利用に配慮したものとし、運用・デザイン等のあり方を継続して検討する。
- ②名勝高田松原の復旧・再生
 - ・第二線堤海側の保安林復旧とあわせ、第二線堤陸側にも盛土を行い、一体的にマツ林を形成する。
 - ・さらに第二線堤陸側にも新たにマツ林を形成し、視点場からの景観にも配慮する。
 - ・高田松原の本質的価値を次世代に確実に継承するため、協働体制検討WGとも連携しながら地域住民と一体となった復旧・再生を継続して検討する。
- ③名勝に配慮した祈りの場などの整備のあり方
 - ・祈りの場については、協働体制検討WGや市民協働ワークショップでの意見を踏まえ、より一般的な利用を想定した「海を望む場」として整備し、再生して行く名勝高田松原を眺める場としても活用する。
 - ・第二線堤の背面には盛土を行ってマツの成木を植栽し、早期の景観形成を見据えた整備を行う。
- ④東日本大震災で犠牲になられた方々の刻銘碑や、被災地域の石碑等
 - ・継続検討中。
- ⑥将来のまちと公園との連携を考慮した整備のあり方
 - ・かさ上げ市街地に整備される川原川公園と一体的に、市街地との往來を促す動線の整備や、川沿いへの桜並木の形成を行う。
 - ・公園区域相互の道路横断について、国道45号との交差部には立体横断施設を設置する。
 - ・園路・広場計画については、サイクリングやジョギングコース等を実際に利用する市民の意見を取り入れながら今後も継続して検討する。
- ⑦地域の方々と時間をかけて協働で整備を進める段階的な整備のあり方
 - ・市民が自由に参加し作り上げていける場として、気仙川右岸周辺区域に「市民協働エリア」を設ける。
 - ・背面盛土には、地域住民と一体となった名勝高田松原復旧・再生を行う、市民が参加できる場を設ける。
 - ・上記について、市民の意見を取り入れながら、具体的な空間デザインについて今後も継続して検討する。
- ⑧震災遺構・遺物等
 - ・震災津波伝承施設展示基本計画を踏まえ、それぞれの遺構・遺物等の見せ方や、周囲の空間の作り方等について、今後も継続して検討する。
- ⑨植栽・自然再生
 - ・各エリアで求められる機能を踏まえた植栽方針の設定を行い、樹木が成長した将来形の空間イメージを見据えた配植計画を行い適性植栽種を選定する。
 - ・震災から徐々に再生していき自然環境を活かし自然の遷移に委ねることを基本とし、「チリ地震前後の古川沼」の良好な水質の汽水環境を目指した自然再生を行う。
 - ・関連工事で現在の生育地が地形改変等の影響を受ける植物の重要種はミティゲーションを行い、地盤沈下の回復（隆起）のリスクに留意しつつ具体的な移植先等は今度も継続して検討を行う。
 - ・各エリアで求められる開園時の完成度や開園後の空間特性を踏まえた、植栽基盤、植栽管理とする。今後、植栽基盤は使用する土質状況に合わせ、植栽管理は管理体制も含め、継続して検討する。
 - ・国道45号の植栽も、公園内の植栽計画と一体的なものとなるよう、関係機関と協議調整をしながら今後も継続して検討する。
- その他
 - ・公園施設は、維持管理コストを削減することを念頭に今後継続して検討を行う。